

議案第73号

飯能市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯能市手数料条例（平成12年条例第14号）の一部を次のように改正する。  
別表第2第38号中「第3項」を「第5項」に改め、同号金額の欄アを削り、  
同欄イを次のように改める。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年  
法律第81号）第6条の2第3項の確認書若しくは同  
条第4項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の  
普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる  
基準に適合しているものに限る。第40号において同  
じ。）又はこれらの写しが提出された場合

(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる

区分に応じそれぞれ次に定める

額

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| a 新築のもの 1件につき         | 8,000円  |
| b 増築又は改築のもの 1件<br>につき | 13,000円 |

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分

に応じそれぞれ次に定める額

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| a 新築のもの 1件につき         | 17,000円 |
| b 増築又は改築のもの 1件<br>につき | 25,000円 |

別表第2第38号金額の欄ウ中「又はイ」、「（ただし、1の建築物におい  
て同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、127,000円  
を当該申請住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数がある  
ときは、これを切り捨てる。）」及び「（ただし、1の建築物において同時に2  
以上の住戸の申請があったときは、1件につき、194,000円を当該申請  
住戸数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、これ  
を切り捨てる。）」を削り、同欄ウを同欄イとし、同表第39号中「第3項」

を「第5項」に改め、「(ア(イ)a及びb、イ(イ)並びにウ(イ)a及びbのただし書の部分を除く。)」及び「(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))」を削り、同表第40号金額の欄アを削り、同欄イを次のように改める。

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第

3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書又

はこれらの写しが提出された場合

(ア) 一戸建ての住宅 次に掲げる

区分に応じそれぞれ次に定める

額

a 新築のもの 1件につき 4,000円

b 増築又は改築のもの 1件  
につき 6,500円

(イ) 共同住宅等 次に掲げる区分

に応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの 1件につき 8,500円

b 増築又は改築のもの 1件  
につき 12,500円

別表第2第40号金額の欄ウ中「又はイ」、「(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、63,500円を当該申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))」及び「(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、97,000円を当該申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))」を削り、同欄ウを同欄イとし、同表第41号中「(ア(イ)a及びb、イ(イ)並びにウ(イ)a及びbのただし書の部分を除く。)」及び「(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))」を削り、同表第42号中「第9条第1項」の次に「及び第3項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の飯能市手数料条例別表第2第38号から第41号までの規定(長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号)による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。)が提出された場合の申請に係る部分(同表第38号ア(イ)a及びbのただし書並びに第40号ア(イ)a及びbのただし書の部分を除く。)に限る。)は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の飯能市手数料条例別表第2第39号及び第41号中「金額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))」とあるのは「金額」と、「額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))」とあるのは「額」とする。

令和3年11月26日提出

飯能市長 新井重治

飯能市手数料条例新旧対照表

| 改正後  |                    |    | 改正前  |                    |   |
|--|--------------------|----|--|--------------------|---|
| 別表第2（第2条関係）  |                    |    | 別表第2（第2条関係）  |                    |   |
| 種類   |                    | 金額 | 種類   |                    | 金額  |
| 事務   | 名称                 |    | 事務   | 名称                 |   |
| 1～37 省略  |                    |    | 1～37 省略  |                    |   |
| 38 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。） | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 |    | 38 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。） | 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料 | <p>ア 長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。第40号において同じ。）が提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 新築のもの<br/>の 1件につき<br/>き 6,000円</p> <p>b 増築又は改築のもの 1件につき 10,000円</p> <p>(4) 共同住宅等 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 新築のもの<br/>の 1件につき<br/>き 13,000円<br/>(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったとき</p> |

は、1件につき、  
13,000円を  
当該申請があった  
住戸の合計数（以  
下この号から第  
41号までにおい  
て「申請住戸数」  
という。）で除し  
て得た金額（その  
金額に100円未  
満の端数があると  
きは、これを切り  
捨てる。))

**b 増築又は改**

**築のもの 1**

件につき 21,000円  
(ただし、1の建  
築物において同時  
に2以上の住戸の  
申請があったとき  
は、1件につき、  
21,000円を  
当該申請住戸数で  
除して得た金額（  
その金額に100  
円未満の端数があ  
るときは、これを  
切り捨てる。))

ア 住宅の品質確保の促進等に関  
する法律(平成11年法律第81  
号)第6条の2第3項の確認書若  
しくは同条第4項の住宅性能評  
価書(いずれも長期優良住宅の普  
及の促進に関する法律第6条第  
1項第1号に掲げる基準に適合  
しているものに限る。第40号に

イ 住宅の品質確保の促進等に関  
する法律第6条第1項の設計住  
宅性能評価書(長期優良住宅の普  
及の促進に関する法律第6条第  
1項第1号に掲げる基準に適合  
しているものに限る。第40号に  
おいて同じ。)の写しが提出され  
た場合

において同じ。)又はこれらの写し  
が提出された場合

(7) 一戸建ての住宅 次に掲  
げる区分に応じそれぞれ次  
に定める額

a 新築のも  
の 1 件につ  
き 8,000円

b 増築又は改  
築のもの 1  
件につき 13,000円

(4) 共同住宅等 次に掲げる  
区分に応じそれぞれ次に定  
める額

a 新築のも  
の 1 件につ  
き 17,000円

b 増築又は改  
築のもの 1  
件につき 25,000円

イ ア以外の場合

(7) 省略

(4) 共同住宅等 次に掲げる  
区分に応じそれぞれ次に定  
める額

a 新築のも  
の 1 件につ  
き 127,000円

(7) 一戸建ての住宅 1 件につ  
き 23,000円

(4) 共同住宅等のもの 1 件に  
つき 72,000円

(ただし、1の建  
築物において同時  
に2以上の住戸の  
申請があったとき  
は、1件につき、  
72,000円を  
当該申請住戸数で  
除して得た金額(その金額に100  
円未満の端数があ  
るときは、これを  
切り捨てる。))

ウ ア又はイ以外の場合

(7) 省略

(4) 共同住宅等 次に掲げる  
区分に応じそれぞれ次に定  
める額

a 新築のも  
の 1 件につ  
き 127,000円

(ただし、1の建  
築物において同時  
に2以上の住戸の

|  |   |  |  |  |   |   |
|--|---|--|--|--|---|---|
|  |   |  |  |  |   | 申請があったときは、1件につき、<br>127,000円<br>を当該申請住戸数<br>で除して得た金額(その金額に100<br>円未満の端数があるときは、これを<br>切り捨てる。))   |
|  |   | b 増築又は改築のもの 1<br>件につき<br>194,000円                        |  |  |   | b 増築又は改築のもの 1<br>件につき<br>194,000円<br>(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、<br>194,000円<br>を当該申請住戸数<br>で除して得た金額(その金額に100<br>円未満の端数があるときは、これを<br>切り捨てる。))    |
| 39 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の | 建築基準関係規定の適合について<br>の審査<br>の申出<br>を伴う<br>長期優良住宅建築等 | ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額 |  | 39 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の | 建築基準関係規定の適合について<br>の審査<br>の申出<br>を伴う<br>長期優良住宅建築等 | ア イ以外の場合 1件につき前号金額の欄に定める額(ア(イ)a及びb、イ(イ)並びにウ(イ)a及びbのただし書の部分を除く。)に、第19号で定めるところにより算定した金額を加算して得た金額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)) |

|  |                             |   |  |                             |  |
|--|-----------------------------|---|--|-----------------------------|--|
| <p>申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）</p>      | <p>計画認定申請手数料</p>            | <p>イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額</p> <p>(7)～(i) 省略</p> | <p>申請に対する審査（同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。）</p>      | <p>計画認定申請手数料</p>            | <p>イ 建築基準法第6条第5項又は第18条第4項の構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)の実施の申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額(ア(イ)a及びb、イ(イ)並びにウ(イ)a及びbのただし書の部分を除く。)に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))</p> <p>(7)～(i) 省略</p> |
| <p>40 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p> | <p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p> |   | <p>40 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）</p> | <p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p> | <p>ア 長期優良住宅建築等計画の変更が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>(7) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>a 新築のもの<br/>の 1件につき 3,000円</p> <p>b 増築又は改築のもの 1件につき 5,000円</p> <p>(i) 共同住宅等 次に掲げ</p>   |



る区分に応じそれぞれ次に定める額

a 新築のもの  
の 1 件につ

き 6, 500 円

(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、6, 500円を当該申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))

b 増築又は改築のもの 1

件につき 10, 500 円

(ただし、1の建築物において同時に2以上の住戸の申請があったときは、1件につき、10, 500円を当該申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))

ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の確認書若しくは同条第4項の住宅性能評価書又はこれらの写しが

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合

提出された場合

(7) 一戸建ての住宅 次に掲

げる区分に応じそれぞれ次

に定める額

a 新築のも

の 1件につ

き 4,000円

b 増築又は改

築のもの 1

件につき 6,500円

(4) 共同住宅等 次に掲げる

区分に応じそれぞれ次に定

める額

a 新築のも

の 1件につ

き 8,500円

b 増築又は改

築のもの 1

件につき 12,500円

イ ア以外の場合

(7) 省略

(4) 共同住宅等 次に掲げる

区分に応じそれぞれ次に定

める額

a 新築のも

の 1件につ

き 63,500円

(7) 一戸建ての住宅 1件につ

き 11,500円

(4) 共同住宅等のもの 1件に

つき 36,000円

(ただし、1の建

築物において同時

に2以上の住戸の

申請があったとき

は、1件につき、

36,000円を

当該申請住戸数で

除して得た金額(

その金額に100

円未満の端数があ

るときは、これを

切り捨てる。))

ウ ア又はイ以外の場合

(7) 省略

(4) 共同住宅等 次に掲げる

区分に応じそれぞれ次に定

める額

a 新築のも

の 1件につ

き 63,500円

(ただし、1の建

築物において同時

に2以上の住戸の

申請があったとき

|  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  | は、1件につき、<br>63,500円を<br>当該申請住戸数で<br>除して得た金額(<br>その金額に100<br>円未満の端数があ<br>るときは、これを<br>切り捨てる。))   |
|  |  |  | <p>b 増築又は改<br/>築のもの 1<br/>件につき 97,000円</p> |  |  |  | <p>b 増築又は改<br/>築のもの 1<br/>件につき 97,000円<br/>(ただし、1の建<br/>築物において同時<br/>に2以上の住戸の<br/>申請があったとき<br/>は、1件につき、<br/>97,000円を<br/>当該申請住戸数で<br/>除して得た金額(<br/>その金額に100<br/>円未満の端数があ<br/>るときは、これを<br/>切り捨てる。))</p> |
| 41 長期優<br>良住宅の普<br>及の促進に<br>関する法律<br>第8条第1<br>項の規定に<br>基づく長期<br>優良住宅建<br>築等計画の<br>変更の認定<br>の申請に対<br>する審査 | 建築基<br>準関係<br>規定の<br>適合に<br>ついて<br>の審査<br>の申出<br>を伴う<br>長期優<br>良住宅<br>建築等<br>計画変 | ア イ以外の場合 1件につき前<br>号金額の欄に定める額に、第19号<br>で定めるところにより算定した金<br>額を加算して得た金額 |  | 41 長期優<br>良住宅の普<br>及の促進に<br>関する法律<br>第8条第1<br>項の規定に<br>基づく長期<br>優良住宅建<br>築等計画の<br>変更の認定<br>の申請に対<br>する審査 | 建築基<br>準関係<br>規定の<br>適合に<br>ついて<br>の審査<br>の申出<br>を伴う<br>長期優<br>良住宅<br>建築等<br>計画変 | ア イ以外の場合 1件につき前<br>号金額の欄に定める額(ア(イ) <sub>a</sub><br>及びb、イ(イ)並びにウ(イ) <sub>a</sub> 及び<br>bのただし書の部分を除く。)に、<br>第19号で定めるところにより<br>算定した金額を加算して得た金<br>額(共同住宅等については、その<br>金額を申請住戸数で除して得た<br>金額(その金額に100円未満の<br>端数があるときは、これを切り捨<br>てる。)) | イ 構造計算適合性判定の実施の  |

|   |                 |  |   |                 |   |
|---|-----------------|--|---|-----------------|---|
| <p>(同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)</p> | <p>更認定申請手数料</p> | <p>申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額</p> <p>(7)～(i) 省略</p> | <p>(同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定の適合についての審査の申出を伴う場合に限る。)</p> | <p>更認定申請手数料</p> | <p>申出を伴う場合 1件につき前号金額の欄に定める額(ア(イ)a及びb、イ(イ)並びにウ(イ)a及びbのただし書の部分を除く。)に、第19号で定めるところにより算定した金額及び構造計算適合性判定を行おうとする1の建築物(建築基準法第20条第2項の規定により建築物の部分が別の建築物とみなされる場合は、当該建築物の部分)ごとに次の額を加算して得た額(共同住宅等については、その金額を申請住戸数で除して得た金額(その金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))</p> <p>(7)～(i) 省略</p> |
| <p>42 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項及び第3項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>              | <p>省略</p>       | <p>省略</p>  | <p>42 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査</p>                   | <p>省略</p>       | <p>省略</p>   |
| <p>43～63 省略</p>   |                 |  | <p>43～63 省略</p>   |                 |   |

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年十月四日

内閣総理大臣 菅 義偉

政令第二百八十一号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日は、令和四年二月二十日とする。

国土交通大臣 赤羽 一嘉  
内閣総理大臣 菅 義偉



第十三条第一項及び第十四条第一項第二号中「認定長期優良住宅建築等計画」の下に「又は認定長期優良住宅維持保全計画」を加える。

第四章の章名中「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。第十六条第一項中「の建築」を「(認定長期優良住宅建築等計画に係るものに限る。)の建築に、(売主は、当該「を」売主又は認定長期優良住宅(認定長期優良住宅維持保全計画に係るものに限る。)の売買契約を締結した売主は、これらの」に改める。

第十七条第一項中「に基づく」を「又は認定長期優良住宅維持保全計画に基づく」に改める。(住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正)

第三条 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第六条の二」に改める。第三条第四項中「あらかじめ」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、社会資本整備審議会又は消費者委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

第三条の二第二項中「議決を」との下に「、同項ただし書中「社会資本整備審議会又は消費者委員会」とあるのは「社会資本整備審議会」とを加える。

第三章第一節中第六条の次に次の一条を加える。(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の特例)

第六条の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請(同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。)をする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、登録住宅性能評価機関に対し、当該申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等(同法第二条第四項に規定する長期使用構造等をいう。以下この条において同じ。)であることを確認を行うことを求めることができる。

2 第五条第一項の住宅性能評価の申請をする者は、前項の規定による求めを当該住宅性能評価の申請と併せてすることができる。

3 第一項の規定による求めがあった場合(次項に規定する場合を除く。)は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を記載した書面(第五項において「確認書」という。)を当該求めをした者に交付するものとする。

4 第二項の規定により住宅性能評価の申請と併せて第一項の規定による求めがあった場合は、登録住宅性能評価機関は、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等であるかどうかの確認を行い、国土交通省令で定めるところにより、その結果を住宅性能評価書に記載するものとする。

5 前二項の規定によりその住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画に添えて同項から同条第五項までの規定による認定の申請(同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。)をした場合においては、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画は、同法第六条第一項第一号(同法第八条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合しているものとみなす。

第十四条中「業務」の下に「第六条の二第三項又は第四項に規定する確認の業務を含む。以下この節において同じ。」を加える。

第六十六条に次の一項を加える。5 第三項において読み替えて準用する第二十三条第一項の規定により紛争処理の業務の全部を廃止しようとする届出をした者は、当該届出の日から二週間以内に、当該あつせん又は調停の業務を行っていたときは、当該届出の日から二週間以内に、当該あつせん又は調停に係る当該紛争の当事者に対し、当該届出をした旨及び第三項において読み替えて準用する第二十三条第二項の規定により指定がその効力を失った旨を通知しなければならない。

第六十七条第一項中「関する紛争」の下に「(以下この節において「紛争」という。)」を加える。第七十三条の次に次の二条を加える。(時効の完成猶予)

第七十三条の二 あつせん又は調停に係る紛争についてあつせん又は調停による解決の見込みがないことを理由に指定住宅紛争処理機関により当該あつせん又は調停が打ち切られた場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、時効の完成猶予に關しては、当該あつせん又は調停の申請の時に、訴えの提起があつたものとみなす。

2 第六十六条第三項において読み替えて準用する第二十三条第二項の規定により指定がその効力を失い、かつ、当該指定がその効力を失つた日にあつせん又は調停が実施されていた紛争がある場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者が第六十六条第五項の規定による通知を受けた日又は当該指定がその効力を失つたことを知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときも、前項と同様とする。

3 指定が第八十条第一項の規定により取り消され、かつ、その取消しの処分の日にあつせん又は調停が実施されていた紛争がある場合において、当該あつせん又は調停の申請をした当該紛争の当事者が同条第三項の規定による通知を受けた日又は当該処分を知つた日のいずれか早い日から一月以内に当該あつせん又は調停の目的となつた請求について訴えを提起したときも、第一項と同様とする。

(訴訟手続の中止) 第七十三条の三 紛争について当該紛争の当事者間に訴訟が係属する場合において、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、当該紛争の当事者の共同の申立てがあるときは、受審裁判所は、四月以内の期間を定めて訴訟手続を中止する旨の決定をすることができる。

一 当該紛争について、当該紛争の当事者間において指定住宅紛争処理機関によるあつせん又は調停が実施されていること。

二 前号に掲げる事由のほか、当該紛争の当事者間に指定住宅紛争処理機関によるあつせん又は調停によつて当該紛争の解決を図る旨の合意があること。

2 受審裁判所は、いつでも前項の決定を取り消すことができる。

3 第一項の申立てを却下する決定及び前項の規定により第一項の決定を取り消す決定に対しては、不服を申し立てることができない。

第八十条に次の一項を加える。3 第一項の規定により指定の取消しの処分を受けた者は、当該処分の日から二週間以内に、当該処分の日にあつせん又は調停が実施されていた紛争の当事者に対し、当該処分があつた旨を通知しなければならない。

第八十三条第一項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。八 住宅の瑕疵の発生の防止に関する調査及び研究を行うこと。

第八十七条第三項中「その認可を受けた事項を記載した書面を添付して」を削る。第一百一条第一項中「賄賂」を「賄賂」に改め、同項第一号中「業務」の下に「第六条の二第三項又は第四項に規定する業務を含む。」を加え、同条第二項から第四項までの規定中「賄賂」を「賄賂」に改める。

第十三条第一項中「及び」を「又は」に改め、同条第二項中「分譲事業者」を「戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 所管行政庁は、認定計画実施者（第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者に限る。）が、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたにもかかわらず、第九条第三項の規定による第八條第一項の変更の認定を申請していないと認めるときは、当該認定計画実施者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。

第十四条第一項に次の一号を加える。  
三 認定長期優良住宅建築等計画（第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けたものに限る。以下この号において同じ。）に基づく建築に関する工事が完了してから当該建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるまでに通常必要と認められる期間として国土交通省令で定める期間内に認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されるとき。

第十四条第二項中「（当該認定長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されていた管理組合等を含む。）」を削る。  
第二十条第一項中「をした」の下に「ときは、その違反行為をした」を加え、同条を第二十一条とし、第五章中第十九条を第二十条とし、第十八条を第十九条とする。

第十八条の特例  
第十八条 その敷地面積が政令で定める規模以上である住宅のうち、認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅であつて、建築基準法第二十五条第三十五号に規定する特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、その建築面積（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）以下この項において同じ。）及び各部分の高さについて総合的な配慮がなされていることにより市街地の環境の整備改善に資すると認め許可したものの容積率は、その許可の範囲内において、同法第五十二条第一項から第九項まで又は第五十七条の二第六項の規定による限度を超えるものとすることができる。

2 建築基準法第四十四条第二項、第九十二条の二、第九十三条第一項及び第二項、第九十四条並びに第九十五条の規定は、前項の規定による許可について準用する。  
第二條 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部を次のように改正する。  
目次中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、「認定長期優良住宅建築等計画」を「認定長期優良住宅建築等計画等」に改める。

第四條第一項中「以下」の下に「この条及び第六條第一項第八号において」を加え、同条第二項第三号中「長期優良住宅建築等計画」の下に「及び同条第六項に規定する長期優良住宅維持保全計画」を加え、同条第三項中「以下」の下に「この項において」を加え、「確保されることにより」を削り、「が図られ、」を「並びに」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第三章の章名中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に改める。  
第五條の見出しを「（長期優良住宅建築等計画等の認定）」に改め、同条第六項中「には」を「又は長期優良住宅維持保全計画には」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「建築をしようとする」を削り、同項第四号中「前項」を「第五項」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる事項  
イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法及び期間  
ロ 当該認定後の住宅の維持保全に係る資金計画

第五条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。  
6 住宅（区分所有住宅を除く。以下この項において同じ。）のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該住宅の所有者その他当該住宅の維持保全の権原を有する者（以下この項において「所有者等」という。）において長期優良住宅として維持保全を行うおうとする場合には、当該所有者等は、国土交通省令で定めるところにより、当該住宅の維持保全に関する計画（以下「長期優良住宅維持保全計画」という。）を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

7 区分所有住宅のうちその構造及び設備が長期使用構造等に該当すると認められるものについて当該区分所有住宅の管理者等において長期優良住宅として維持保全を行うおうとする場合には、当該管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅維持保全計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第五項まで」を「第七項まで」に、「が次に」を「又は長期優良住宅維持保全計画が次に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「建築をしようとする」を「当該申請に係る」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。  
七 前条第六項又は第七項の規定による認定の申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ 当該認定後の住宅の維持保全の方法が当該住宅を長期にわたり良好な状態で使用するために誘導すべき国土交通省令で定める基準に適合するものであること。  
ロ 当該認定後の住宅の維持保全の期間が三十年以上であること。  
ハ 資金計画が当該住宅の維持保全を確実に遂行するため適切なものであること。

第六条に次の一項を加える。  
八 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の八に規定する認定管理計画のうち国土交通省令で定める維持保全に関する基準に適合するものに係る区分所有住宅の管理者等が前条第五項の長期優良住宅建築等計画又は同条第七項の長期優良住宅維持保全計画の認定の申請をした場合における第一項の規定の適用については、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画にあつては同項第五号に掲げる基準に、当該申請に係る長期優良住宅維持保全計画にあつては同項第七号に掲げる基準に、それぞれ適合しているものとみなす。

第八条の見出しを「（認定を受けた長期優良住宅建築等計画等の変更）」に改め、同条第一項中「の変更」を「又は長期優良住宅維持保全計画の変更」に改める。  
第九条第一項及び第三項中「第五條第六項第四号イ」を「第五條第八項第四号イ」に改める。  
第十条中「第五條第五項」の下に「又は第七項」を加え、同条第二号のように改める。

二 当該認定を受けた者から、次に掲げる住宅の所有権その他当該住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者  
イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第五條第八項第四号イ（第八條第二項において準用する場合を含む。）に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。）  
ロ 第六條第一項の認定（第八條第一項の変更後のもの。以下「認定長期優良住宅維持保全計画」という。）に基づき維持保全が行われ、又は行われた住宅（当該認定長期優良住宅維持保全計画に記載された第五條第八項第六号イ（第八條第二項において準用する場合を含む。）に規定する当該認定後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。）

第十一条第一項中「の建築」を「（前条第二号イ又はロに掲げる住宅をいう。以下同じ。）の建築」に改め、「維持保全」の下に「（同号ロに掲げる住宅にあつては、維持保全）」を加える。

（以下同じ。）の建築」に改め、「維持保全」の下に「（同号ロに掲げる住宅にあつては、維持保全）」を加える。



# 参考

## (抜 粹)

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年五月二十八日

内閣総理大臣 菅 義偉

### 法律第四十八号

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正)

第一条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十七条」を「第十八条」に、「第十八条・第十九条」を「第十九条・第二十条」に、「第二十条」を「第二十一条」に改める。

第五条第一項中「の建築を」を「(区分所有住宅(二以上の区分所有者(建物の区分所有者等)に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第二項に規定する区分所有者をいう)が存する住宅をいう。以下同じ。)を除く。以下この項から第三項までにおいて同じ。)の建築を」に、「の維持保全を」について長期優良住宅として維持保全に改め、同条第二項中「建築後の住宅を譲り受けてその維持保全を行うおとする者(以下「譲受人」という。)に譲渡しよう」を「その建築後の住宅を他の者に譲渡してその者(以下この条、第九条第一項及び第十三条第二項において「譲受人」という。)において当該建築後の住宅について長期優良住宅として維持保全を行うおとする場合における当該譲渡をしよう」に、「以下「分譲事業者」を「次項、第九条第一項及び第十三条第二項において「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、同条第四項第四号中「又は第二項」を「第二項又は前項」に改め、同号八を削り、同項第五号中「前項」を「第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 住宅(複数の者に譲渡することにより区分所有住宅とするものに限る。)の建築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、当該区分所有住宅の管理者等(建物の区分所有者等)に関する法律第三条若しくは第六十五条に規定する団体について同法第二十五条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により選任された管理者又は同法第四十七条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による法人について同法第四十九条第一項(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定により置かれた理事をいう。以下同じ。)において

当該建築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行うおとする場合における当該譲渡をしようとする者(第九条第三項及び第十三条第三項において「区分所有住宅分譲事業者」という。)は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

5 区分所有住宅の増築又は改築をしてその構造及び設備を長期使用構造等とし、その増築又は改築後の区分所有住宅について長期優良住宅として維持保全を行うおとする当該区分所有住宅の管理者等は、国土交通省令で定めるところにより、長期優良住宅建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

第六条第一項中「第三項まで」を「第五項まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「前条第三項」の下に「又は第四項」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号中「又は第二項」を「第二項又は第五項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 建築をしようとする住宅が自然災害による被害の発生防止又は軽減に配慮されたものであること。

第六条第二項中「第三項」を「第五項」に改める。  
第七条中「第五条第四項第四号ハ(1)に規定する団体若しくは法人又は同号ハ(2)に規定する他の者(第十四条第二項において「管理組合等」という。)であつて、当該長期優良住宅建築等計画にその名称又は氏名が記載されたものを含む。」を削る。  
第九条第一項中「分譲事業者」を「一戸建て住宅等分譲事業者」に改め、「以下「計画の認定」という」を削り、「第五条第四項第四号イからハまで」を「第五条第六項第四号イ及びロ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第一項の規定による第八条第一項の変更」とする。  
第九条に次の二項を加える。

3 第五条第四項の規定による認定の申請に基づき第六条第一項の認定を受けた区分所有住宅分譲事業者は、認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築に係る区分所有住宅の管理者等が選任されたときは、当該認定長期優良住宅建築等計画に第五条第六項第四号イ及びロに規定する事項その他国土交通省令で定める事項を記載し、当該管理者等と共同して、国土交通省令で定めるところにより、速やかに、前条第一項の変更の認定を申請しなければならない。

4 前項の規定による前条第一項の変更の認定の申請があつた場合における同条第二項において準用する第六条第一項の規定の適用については、同項第五号中「前条第一項、第二項又は第五項の規定による」とあるのは、「第九条第三項の規定による第八条第一項の変更」とする。

第十条中「計画の認定を」を「第六条第一項の認定(第五条第五項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第八条第一項の変更の認定(前条第一項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。)を含む。)を」に改め、「以下「認定計画実施者」という。」を削り、「計画の認定に」を「当該認定に」に改め、同条第一号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に改め、同条第二号中「認定計画実施者」を「当該認定を受けた者」に、「第五条第四項第四号イ」を「第五条第六項第四号イ」に改める。

第十一条第一項中「認定計画実施者」を「第六条第一項の認定(第八条第一項の変更の認定(第九条第一項又は第三項の規定による第八条第一項の変更の認定を含む。)を含む。第十四条において「計画の認定」という。)を受けた者(以下「認定計画実施者」という。)」に改める。

第十二条中「及び」を「又は」に改める。